

## 指定通所介護『ナカヤ寿楽』 重要事項説明書

### 1. 事業の目的と運営方針

<b>事業目的</b>	株式会社ナカヤが設置するナカヤ寿楽(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護事業(以下「事業」という。)は、居宅要介護者(以下「利用者」という。)について、通所により事業所において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練等の適切な介護サービスを提供することを目的とします。
<b>運営方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、介護保険法の趣旨に沿って、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、日常生活上の援助及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</li> <li>・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。</li> <li>・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</li> </ul>

### 2. 事業所の内容

#### (1)事業所経営法人

法人名	株式会社 ナカヤ		
法人所在地	島根県出雲市浜町 1141 番地 1		
代表者職氏名	代表取締役 中島浩司		
電話番号	0853-31-4484	FAX 番号	0853-31-4494
設立年月日	平成 20 年 7 月 7 日		

#### (2)事業所概要

事業所名称	ナカヤ寿楽		
事業所番号	3270402906	定員	25 名
事業所所在地	島根県出雲市荒茅町 3106 番地		
電話番号	0853-31-9988	FAX 番号	0853-31-9989
管理者氏名	竹内 廣美		
営業日	月～土曜日(但し、12月30日～1月3日を除く)		
受付時間	月～金曜日の 8 時 30 分～17 時 30 分		
サービス提供時間	月～土曜日の 9 時 10 分～16 時 11 分		

### (3)事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員
施設長(管理者)	業務の1元的な管理	1名(兼務)
生活相談員	生活相談及び指導	1名(兼務)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、 保健衛生管理	3名(兼務)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	3名(兼務)
介護職員	介護業務	9名(兼務)

### 3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

重要事項説明書別紙参照

### 4. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業所が指定する口座にお振込みください。
口座引落	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直後の平日)に指定された口座より引落をします。

### 5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1)利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご連絡下さい。
- (2)利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声を掛けて下さい。
- (3)事業所内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮下さい。
- (4)サービス利用中の医療機関への通院・医師の往診は制度上認められていません。通院が必要な場合はその日のご利用を中止していただくか、ご利用時間を短縮していただくこととなりますのでご了承下さい。

### 6. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

## 7. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者の生命及び身体の安全を最優先にし、家族、医師及び関係諸機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置等について記録するなどの対応をさせていただきます。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険
補償の概要	施設損害、生産物・仕事の結果損害、受託財物、支援事業損害、人格権侵害、被害者治療費等、初期対応費用、訴訟対応費用

## 8. 衛生管理等

- (1) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 9. 個人情報の使用及び管理について

当事業所においては、利用者の個人情報を保護し、適切に管理いたします。

利用者及びそのご家族に関する情報については、同意をいただいた「個人情報の利用目的」以外には使用いたしません。その情報については適切に保管します。また、「個人情報の利用目的」以外に使用する場合には、事前に文書により同意を得ることとします。

## 10. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防法に基づく防災マニュアルにより速やかに対応いたします。
- (2) 防災設備 消火器設備、自動火災通報装置、排煙設備、火災通報設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備等を設置
- (3) 防災訓練 毎年2回実施
- (4) 防火責任者 出雲市消防長届け出防火管理者

## 11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 竹内廣美
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 1 2. 当事業所における苦情・相談の受付

- ・当事業所に対する苦情は面談、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。
- ・苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ・苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については速やかにその結果を報告します。

○苦情受付担当者：施設長 佐藤 純 (電話：0853-31-9988)

○受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○苦情解決責任者：施設長 佐藤 純

※保険者や下記の公的機関においても苦情申し出が出来ます。

機関名	住所	電話番号	FAX 番号
島根県国民健康保険団体 連合会	松江市学園 1-7-14	0852-21-2811	0852-21-3550
出雲市 高齢者福祉課	出雲市今市町 70 (本 庁 2 階)	0853-21-6972	0853-21-6974

## 1 3. 第三者評価の実施状況

- ・第 3 者評価の実施はありません。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ナカヤ寿楽

(説明) デイサービス 生活相談員 佐藤 純

私は、本書面に基づいて事業者から指定通所介護サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

**【利用者】**

住所

氏名

**【署名代行者】**

住所

氏名

利用者との関係 (                      )

## 通所介護 重要事項説明書別紙

### ●介護保険給付対象サービスの内容及び利用料金

#### 1. サービスの内容

〈以下のサービスは介護保険のサービス利用に係る自己負担額(一割負担部分)に含まれたサービスです。〉

通所介護	
共通的サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎</li> <li>・食事の介助</li> <li>・入浴又は清拭介助</li> <li>・排泄介助</li> <li>・アクティビティ(集団的に行うレクリエーション、創作活動等の機能訓練)</li> <li>・個別機能訓練(基本的には個別の計画に基づいて実施します。基本的には全員を対象とします。)</li> </ul>

#### 2. 利用料金

##### (1) 通所介護

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護自己負担額	655円	773円	896円	1018円	1142円
	送迎を含みます。				
入浴介助加算Ⅰ自己負担額	40円(選択的サービスです。)				
個別機能訓練加算Ⅰイ自己負担額	56円(基本的に全員が対象です。)				
口腔機能向上加算	150円(月2回まで)				
若年性認知症利用者受入加算自己負担額	60円(対象の方のみ)				
同一建物内減算	-94円(対象者のみ)				
送迎を行わない場合	-47円/片道につき(対象者のみ)				
介護職員処遇改善加算	所定単位数に5.9%を乗じた単位数を算定				
特定職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に1.0%を乗じた単位数を算定				
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の単位数に1.1%乗じた単位				

上記の金額は1割負担の方の金額です。

●介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料金

食事の提供に伴う食費(おやつ代を含みます。)	600 円
介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用	介護保険対象サービス自己負担額が10倍になります。
レクリエーション等で要した材料費等	要した実費

・日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代：使用したタイプに応じた代替品を返して頂きます。

※ サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更させていただくことがあります。